

あわら市建設工事における週休2日実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、あわら市が発注する建設工事において、建設現場の労働環境向上に向けて受注者の働き方改革を進め、もって建設業の担い手確保を図るため、週休2日を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、毎週2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 契約工期内における現場施工着手日から現場施工完了日までの期間をいう。ただし、次に掲げる期間を除く。
 - ア 12月29日から1月3日までの6日間
 - イ 工場製作のみで、現場作業を行わない期間
 - ウ 工事全体を一時中止している期間
 - エ 災害対応の期間
 - オ 工事事務等による不稼働期間
 - カ その他、現場条件等により監督職員が対象外と認める期間
- (3) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要となる作業を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通じて現場が閉所された状態をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日を実施する工事（以下「週休2日工事」という。）の対象は、あわら市が発注する全ての建設工事とする。ただし、次に掲げる工事にあっては、この限りでない。

- (1) 随意契約の工事
- (2) 対象期間が5日未満の工事
- (3) 緊急対応を要する工事
- (4) 災害復旧工事
- (5) その他、工期又は作業工程に制約がある等の事由により発注者が週休2日の実施に適さないと認める工事

(発注方法)

第4条 発注者は、週休2日工事の発注に当たっては、入札公告、指名通知書又は見積依頼書及び設計図書に、週休2日工事の対象である旨を明示しなければならない。

(積算方法)

第5条 発注者は、週休2日工事を発注する場合は、当初設計において、単価等に週休2日を達成した場合の補正係数を乗じて積算するものとする。

2 発注者は、受注者が週休2日を達成できなかった場合は、前項の規定による補正係数を乗じない単価等で設計変更を行うものとする。ただし、受注者が現場施工期間の3割以内の週で週休2日を実施しなかった場合において、その代替となる現場閉所日を任意に選定して現場閉所を実施したときは、この限りでない。

3 第1項に規定する単価等の補正係数は、別に定める。

(実施方法)

第6条 受注者は、週休2日工事の契約締結後、対象期間及び現場閉所日を記載した施工計画書等を監督職員に提出し、その確認を受けるものとする。

2 受注者は、前月の週休2日の実施状況を記載した月報等を監督職員に提出し、その確認を受けるものとする。

3 受注者は、悪天候による計画外の作業中止又は地元対応等による計画外の作業を要するときは、代替となる作業日又は現場閉所日について監督職員の承認を得た上で、現場閉所日の変更をすることができる。

(発注者及び受注者の責務)

第7条 発注者は、週休2日を実施可能な工期設定を行うとともに、受注者の工程管理に支障を及ぼさないよう、受注者からの協議、立会い、検査等の依頼に対し速やかに対応しなければならない。

2 受注者は、対象期間中、週休2日対象工事であることを工事看板に明示するものとする。

3 受注者は、下請企業に対し、週休2日の実施に必要な事項について協力を求めるものとする。

(不正行為に対する措置)

第8条 発注者は、第6条第2項の規定による週休2日の実施状況の報告に際し、受注者が虚偽の記載を行う等、不正行為を行った場合には、あわら市契約に係る指名停止措置要綱（平成16年あわら市訓令第30号）に基づく措置等を行うことができる。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項又はこの要領の規定によりがたい事項については、別に定める。

附 則（令和7年3月3日）

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に入札公告、指名通知又は見積依頼を行う工事から適用する。

附 則（令和7年4月30日）

この要領は、令和7年5月1日から施工し、同日以後に入札公告、指名通知又は見積依頼を行う工事から適用する。